

大分県報

令和六年
第五〇五号
四月三十日

(火曜日)

目次

告示

- 青少年に有害な興行の指定……………一
土地改良区の定款変更認可(二件)……………一
指定予定保安林(二件)……………一
林業種苗法による生産事業者の登録(三件)……………二
選挙管理委員会告示……………三
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………三
公告……………四
土地改良区の役員の就任……………四
土地改良区の役員の就退任……………四
競争入札参加者の資格に関する公示……………五
一般競争入札の実施……………六

告示

大分県告示第二百四十七号
次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。
令和六年四月三十日

大分県知事

佐藤 樹一郎

指定年月日

種類

題名

制作社名
又は配給社名

指定理由

令和六年四月三十日

大分県報(告示)

一

令六・四・一五	映画	あっぱれヒーローズ びっくびく除霊棒	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	隠密濡物帳 熟れごろ嫁さがし	オーピー映画	

大分県告示第二百四十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
駅館川土地改良区連合	宇佐市	令六・四・一八

大分県告示第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名	所在地	認可年月日
宇佐土地改良区	宇佐市	令六・四・一八

大分県告示第二百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。
令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大字有田字六郎屋三〇四四番

- 二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年四月三十日

一 保安林予定森林の所在場所

中津市耶馬溪町大字金吉字立石一五九三番・一五九六番（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

大分県知事 佐藤 樹一郎

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百五十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年四月三十日

一 登録番号

西部第九十六号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

株式会社松岡林業

玖珠郡玖珠町大字大隈千五百四十一番地の四

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

株式会社松岡林業

玖珠郡玖珠町大字大隈千五百四十一番地の四

大分県告示第二百五十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年四月三十日

一 登録番号

西部第九十七号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

衛藤 和敏

大分県知事 佐藤 樹一郎

三 生産事業の内容
玖珠郡玖珠町大字太田二千六百三十九番地

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の所在地
玖珠郡玖珠町大字太田二千六百三十九番地

大分県告示第二百五十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 登録番号

西部第九十八号

二 生産事業者の氏名又は名称及び住所

田坂 恭一

玖珠郡玖珠町大字大隈七百十一番地の三

三 生産事業の内容

1 種穂 採取、精選

2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成

四 事業所の名称及び所在地

田玖木

玖珠郡玖珠町大字大隈七百十一番地の三

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十八号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年四月三十日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 指定病院中

「医療法人社団淵野会緑ヶ丘
保養園」
〃 大字丹生一七四七―四」を

「医療法人社団淵野会緑ヶ丘
保養園」
〃 大字丹生一七四七」に、

「大分記念病院」
〃 大字羽屋三八七―一」を
「大分記念病院」
〃 羽屋四丁目二―八」に、

「医療法人社団三杏会仁医会
病院」
〃 大字古国府七八一―三」を

「医療法人社団三杏会仁医会
病院」
〃 古国府六丁目二―四七」に、

「医療法人哲世会鶴見台病院」
〃 大字鶴見四〇七五」を
「医療法人哲世会鶴見台病院」
〃 大字鶴見四三三三」を

「医療法人哲世会鶴見台病院」
〃 大字別府三〇八八―二四」を
「自衛隊別府病院」
〃 大字別府三〇八八―二四」を

「大分県厚生連鶴見病院」
〃 緑丘町一―一」に、
「大分県厚生連鶴見病院」
〃 三本松二丁目六―一六」を

「医療法人愛幸会原病院」
〃 大字高瀬一六―一八」を
「医療法人愛幸会原病院」
〃 三本松二丁目六―一六」に、

「長門記念病院」
〃 大字鶴望二〇―一四」を
「長門記念病院」
〃 鶴岡町一丁目一―五九」に改める。

二 指定介護老人保健施設中

「老人保健施設いでゆの園」
別府市大字北石垣八四六―二」を

「医療法人別府玄々堂老人保
健施設いでゆの園」
別府市大字北石垣深町八四六―二」に改める。

四 指定老人ホーム中

「有料老人ホームはやの里」
〃 羽屋九」を
「有料老人ホームはやの里」
〃 羽屋四丁目三―二六」に、

「ランドホーム古国府」
〃 大字古国府八四四」を
「ランドホーム古国府」
〃 古国府四丁目一―六」に、

令和六年四月三十日

大分県報（告示・選管委告示）

「リバーサイド桃花苑シヨール
トステイサービス（ユニッ
ト型）」

〃 大字曲三二〇 を

「リバーサイド桃花苑シヨール
トステイサービス（ユニッ
ト型）」

〃 大字曲三二〇

「サード付き高齢者向け住
宅すくすく・いきいき村」

〃 緑が丘五丁目二三一一

「ケアハウスアイリス清心園
サービス付き高齢者向け住
宅すくすく・いきいき村」

〃 大字横尾四四五一一一九
〃 大字横瀬三一六七

「ケアハウスアイリス清心園」

〃 大字横尾四四五一一一九に、
〃 亀川東町八一二〇を

「特別養護老人ホーム友和苑」

〃 亀川東町八一二〇

「特別養護老人ホーム友和苑」

〃 亀川東町一一一一に、
〃 竹の内四一一

「有料老人ホームまごころ
別府ナーシングホーム泰生
園」

〃 大字鶴見一〇六八 を
〃 竹の内四一一に、

「有料老人ホームまごころ」

〃 大字鶴見四一三六一二を

「社会福祉法人シルバーホー
ムはるかぜ」

〃 大字鶴見四一三六一二

「社会福祉法人シルバーホー
ムはるかぜ」

〃 大字鶴見字中山田一〇六八一に、

「特別養護老人ホーム一燈園」

〃 大字南立石三四七を

「特別養護老人ホーム一燈園」

〃 大字南立石三七二に、
〃 山の手町一七一

「一般財団法人愛の里愛の里
サンヴィラ」

〃 山の手町一七一を
〃 亀川東町一八九四一一

「一般財団法人愛の里愛の里
サンヴィラ」

〃 山の手町一七一に、

○公 告

「ケアハウスス光」 大字四日市四四四二を
「ケアハウスス光」 大字四日市四四四二一一に改める。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、杵築市土地改良区（杵築市）から、就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（就任役員）

役名	氏名	住 所
理事	高橋 庫喜	杵築市大字溝井八八〇番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、高柴土地改良区（豊後大野市）から、退任役員及び就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

（退任役員）

役名	氏名	住 所
理事	加藤 俊範	豊後大野市千歳町高畑九三三番地
〃	柴山 夏美	〃 千歳町柴山三九二番地
〃	小田部 博	〃 千歳町高畑七九九番地
〃	後藤 光明	〃 千歳町高畑九八二番地
〃	尾石 正忠	〃 千歳町柴山二五九番地
監事	後藤 幸一	〃 千歳町高畑四二七番地
〃	石川 幸紀	〃 千歳町柴山六三五番地
〃	神田 カヨ子	〃 千歳町柴山四四四番地一

(就任役員)			
役名	氏名	住	所
理事	柴山幸博	豊後大野市千歳町柴山三七四番地一	
〃	後藤義弘	〃	千歳町高畑一〇七〇番地
〃	足立照典	〃	千歳町高畑四三七番地一
〃	加藤三男	〃	千歳町高畑七〇九番地
〃	石川孝義	〃	千歳町柴山四八四番地
監事	小田部等	〃	千歳町高畑七九四番地
〃	柴山ゆかり	〃	千歳町柴山八二一番地
〃	益永孝則	〃	千歳町柴山七四六番地

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
 令和六年四月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 調達をする特定役務の種類
 県立学校複写サービス等の提供業務
- 二 競争入札の参加者資格
- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
- (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）又は破産者で復権を得ない者
- (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九

条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

- (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
- (五) 国税又は大分県税を滞納している者
- (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を継承した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
- (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
- (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
- (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
- (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
- (五) その他知事が必要と認める事項

- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- 1 申請の方法
- 県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の提出先及び問合せ先
- 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
 〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号
 電話 〇九七―五〇六―二九六五
- 3 申請の時期
- 令和六年四月三十日から同年五月十四日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。
- 四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 1 有効期間
- 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 一の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（資格の変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年4月30日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の種類

県立学校複写サービス等の提供業務

(2) 履行場所

大分県が指定する場所

(3) 契約期間

令和6年9月1日から令和11年8月31日まで（60か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号）附則第5項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から開札までの間において、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

(5) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和6年5月24日（金）午後5時15分までに4の部局に提出し、審査を受け、本入札への参加について、承認を受けた者であること。入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続

競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出す

<p>ること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年4月30日(火)から同年5月14日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管理課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁教育デジタル改革室 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 電話 097-506-5441 FAX 097-506-1831 MAIL a31070@pref.oita.lg.jp</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/hukusya2024.html (2) 日時 令和6年4月30日(火)から同年5月17日(金)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。</p> <p>7 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出日時 (1) 提出場所 大分県庁舎本館5階 51会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p>	<p>(2) 提出日時 令和6年6月10日(月)午前10時30分 ただし、郵送の場合は同月7日(金)午後5時必着で4の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札の場所及び日時等 (1) 開札場所 大分県庁舎本館5階 51会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 日時 令和6年6月10日(月)午前10時30分 (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時において行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免除とする。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額(年額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p>
---	--

<p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。 なお、モノクロー等の区分ごとに最低の価格を入札した者が異なる場合は、区分ごとの入札価格に1年間の複写等総見込回数に乗じて得た金額の総額で最も低廉な者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。</p> <p>(4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。</p> <p>15 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary (1) The name of contract matter Provision of Copying Services for Prefectural Schools</p> <p>(2) Time limit for tender 10:30 am., June 10, 2024</p> <p>(3) Contact point for the notice Oita Prefectural Board of Education Education Digital Reform Office Oita prefectural government building annex 7F.3 - 10 - 1, Funai-chou, Oita City 870 - 8503 Japan Tel 097 - 506 - 5441</p>	
---	--